

概要版



第4次 神崎市男女共同 参画基本計画

DV被害者支援計画・
女性の活躍推進計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月
神崎市

■本計画の基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

本計画では、佐賀県の「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」との整合性を図るとともに、第3次計画の基本理念の考え方を継承し、下記を本市における男女共同参画社会の実現を目指して取組を進めていきます。

1 誰もが互いのことを認め合うまちの実現

誰もが性別にかかわらずなく、個性と能力を十分に発揮して、それぞれの立場や多様な生き方を互いに認め合い、手を取り合って生きていくことができるまちを目指します。

2 誰もが安心して暮らせるまちの実現

すべての市民の人権が尊重され、生活上の様々な困難を克服し、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指します。

3 誰もがいきいきと活躍できるまちの実現

誰もが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において政策や方針決定過程に積極的に参画できるまちを目指します。

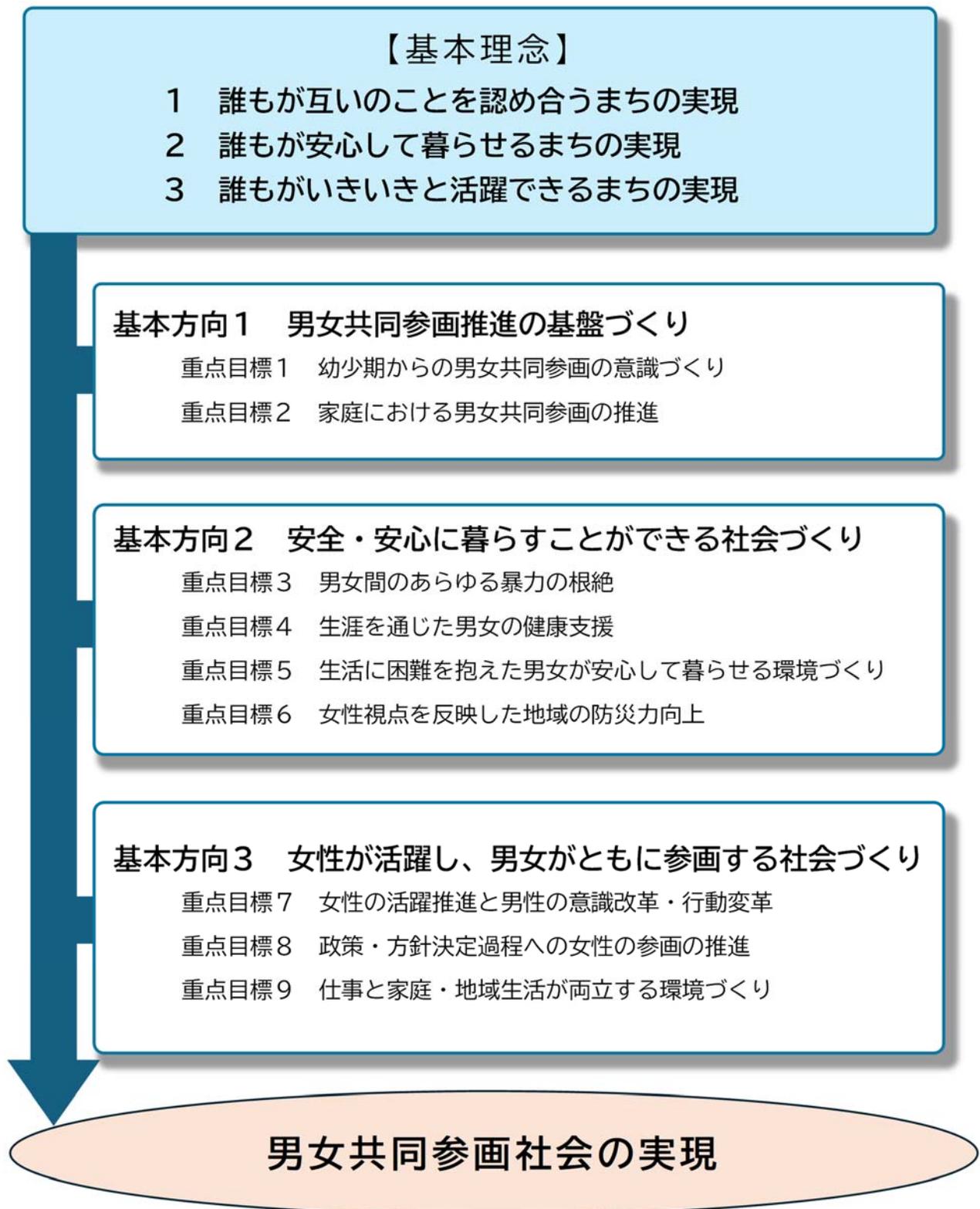
■本計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものであり、本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」として位置付けるものです。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けるものです。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次佐賀県男女共同参画計画」との整合性を図りながら策定・推進するものです。
- 「第2次神崎市総合計画」（平成30年度～令和9年度）の個別計画と位置付け、整合性を図りながら、他の部門別計画とも関連性を持ちながら策定するものです。

■本計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画期間中に生じる社会状況の変化や各施策の進捗状況によって、必要に応じて見直しを行います。

■ 施策の体系



■基本方向 1 男女共同参画推進の基盤づくり

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すために、男女双方の意識改革を促進します。また、地域や職場、家庭における男女共同参画の更なる推進に向けて、意識の啓発や学習機会の提供に努めます。

重点目標 1 幼少期からの男女共同参画の意識づくり

具体的な取組	
広報・啓発活動の推進	教育関係者や保護者への男女共同参画教育と意識啓発の推進
幼児教育・学校教育における男女共同参画の推進	社会教育における男女共同参画の推進

重点目標 2 家庭における男女共同参画の推進

具体的な取組	
固定的性別役割分担意識の解消の促進	男女共同参画に向けた講演会など情報提供の推進
家庭生活への男性の参加を促すための啓発	父親の子育ての推進
男性のための料理・介護など実践講座の実施	男性の家事・子育て・介護等への参画促進
家庭で活躍する男性の事例紹介	

■基本方向 2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

男女の人権が尊重され、安心して暮らせる社会の実現のために、配偶者等に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康支援、性的マイノリティへの理解促進、防災において男女共同参画の視点の反映など、安全・安心な暮らしを実現するための基盤の整備と支援に取り組みます。

重点目標 3 男女間のあらゆる暴力の根絶

①男女間のあらゆる暴力の根絶

具体的な取組	
あらゆる暴力・虐待の根絶のための啓発	相談窓口の周知
女性相談専門窓口の設置及び被害者の自立支援	

②子どもや若年者に対する取組

具体的な取組	
若い世代に対するDV防止教育の推進	子どもの人権についての啓発の充実
児童虐待防止対策の推進	子育てに関する相談支援

③啓発・教育による暴力を許さない社会づくり

具体的な取組	
市の広報紙による相談機関の掲載・広報活動	社会教育の場におけるDV防止教育の推進
若い世代に対するDV防止教育の推進	市職員に対する意識啓発の実施

④DV被害の通報及び被害者の相談体制づくり

具体的な取組	
DV被害の通報体制の整備	多様な被害者への配慮
広報誌、ホームページ等による広報活動	相談員の資質の向上
被害者の相談体制の充実	庁舎内の連携

⑤保護・自立における支援体制

具体的な取組	
県の配偶者暴力相談支援センター等との連携	生活再建へ向けた支援の実施
一時的な避難場所の確保	

⑥被害者の安全・安心に配慮した支援体制

具体的な取組	
「ワンストップサービス方式」の導入	転出先の市町村との連携
住民基本台帳の閲覧制限	学校、保育園など関係者への研修
継続的な支援体制の整備	医師会及び医療機関通報体制の整備
自立のための心とからだのケアの充実	警察への通報体制の整備と情報管理
苦情処理の対応	妊産婦・乳幼児等の被害者の健康づくりに関する支援
市職員に対する定期的な研修の実施	子どもの就学・保育等の受入体制の整備
「佐賀県DV被害者対応マニュアル」「県内共通相談シート」等の活用	接近禁止命令への対応

重点目標4 生涯を通じた男女の健康支援

具体的な取組	
学校教育における母性保護の視点に立った性教育の実施	各種検診の受診促進
学校におけるエイズや性感染症に関する学習機会の提供と予防教育の実施	性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策
性に関する相談体制の充実	健康教育と健康相談の実施
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する講座・学習会の開催	食生活の改善による健康の支援
妊娠・出産・子育て期における女性の支援体制の充実(子育て世代包括支援センター)	スポーツを通じた健康づくりの支援

重点目標5 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり

具体的な取組	
ひとり親家庭等への経済的支援	高齢者や障がいのある人等、誰もが安全に利用できる施設の整備促進
ひとり親家庭等への家事や保育サービスの提供	障がい者が自立して生活できる環境の整備促進
相談業務の周知	国際規範・基準の浸透

重点目標6 女性視点を反映した地域の防災力向上

具体的な取組	
防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大	市民に対する備蓄の必要性の周知徹底
防災対策、避難所の運営、相談支援などに女性の視点の確保	自主防災組織における女性の参加
男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄	女性消防団員が能力を発揮できる環境の整備

■基本方向3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

政策や方針決定過程における女性の更なる参画拡大に向けて、女性登用促進、人材育成、就業支援など、あらゆる分野において女性が参画していくための施策を推進します。

重点目標7 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

具体的な取組	
女性リーダーの育成	「家族経営協定」締結等の推進
市職員研修会の実施	女性起業家に対する支援
男女共同参画推進市民団体の育成・支援	新たな世代の事業者に対する支援
積極的に参画できる環境づくり	意欲ある女性職員の積極的な登用推進
女性の就労・能力開発のための支援	

重点目標8 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

具体的な取組	
審議会委員の登用率の向上	地域への女性参画の促進
農林業及び商工業など自営業における女性参画の推進	

重点目標9 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

①家庭生活に関する支援

具体的な取組	
子育て支援センター等を活用した子育て支援の充実	男性の育児休業取得に関する制度や情報の提供
放課後児童対策（学童保育）の実施	地域包括支援センターを活用した介護支援の充実

②仕事に関する支援

具体的な取組	
企業へ情報の提供など啓発活動	職場における暴力の根絶
労働条件改善のための環境整備の推進	女性の就労・能力開発のための支援

③仕事と家庭・地域生活全般に係る支援

具体的な取組	
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	

■推進体制の充実・連携強化

1 計画の推進体制の充実

策定後の取組についての調査・報告を実施し、庁内各課の連携と整合のとれた施策の推進を図るとともに、審議会の中で各種調査審議を行い、本計画の推進状況等について、広く市民に公表していく必要があります。

2 庁内各課の役割の強化

計画の推進体制が効果的に機能するよう、関係各課は男女共同参画関連施策について積極的に関与、推進に努め、当該施策について男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握し、それぞれの施策において、直接または間接的に男女共同参画の視点を反映させるように努める必要があります。

また、男女共同参画の推進には、各課の総合的かつ横断的な取組が必要なことへの認識を深め、連携、協力しながら推進していくことが大切です。

3 市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画

男女がともに自立し支えあう理想的な地域社会は、行政をはじめ、それぞれの主体が連携し、協働しなければ実現できません。このため、本計画においては、地域における男女共同参画ネットワークづくりを推進しながら、それぞれの主体が取り組むべき役割を明確にし、男性も女性もともにいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指していく必要があります。

■本計画の推進を図るための指標

No.	指標	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)	所管課
1	学校教育における男女平等達成感	49.1%	60.0%	学校教育課
2	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女平等達成感	12.9%	20.0%	総務課
3	男女共同参画社会基本法の認知度	14.8%	20.0%	総務課
4	男女雇用機会均等法の認知度	39.2%	45.0%	総務課
5	神崎市男女共同参画社会基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画の認知度	3.3%	20.0%	総務課 こども家庭課
6	家庭生活における男女平等達成感	30.9%	40.0%	関係各課
7	職場における男女平等達成感	28.0%	35.0%	総務課
8	地域活動・社会活動の場での男女平等達成感	29.4%	40.0%	総務課 社会教育課
9	市の各種審議会等における女性委員の割合	24.5% (R6.4.1現在)	40.0%	総務課
10	LGBTQの認知度	35.7%	50.0%	総務課
11	女性消防団員数	21人 (R6.4.1現在)	30人	防災危機管理課

【市の相談窓口】

相談先	連絡先・相談内容・相談場所など
神崎市役所 総務課	TEL：0952-37-0088
神崎市役所 こども家庭課	TEL：0952-37-3873
神崎市福祉事務所（神崎市役所 福祉課内）	TEL：0952-37-0110

【配偶者暴力相談支援センター】

相談先	連絡先・相談内容・相談場所など
佐賀県女性相談支援センター	TEL：0952-28-1616 ※土・日・祝・年末年始を除く 月～金／9：00～16：30 相談内容：女性に関する様々な悩み
アバンセ 女性のための総合相談	TEL：0952-26-0018 火～土／9：00～21：00 日・祝日／9：00～16：30 相談内容：女性の様々な悩み ◇ 法律相談：第1土、第3木 13：00～16：00（予約制） ◇ こころの相談：第1木、第3土 14：00～16：00（予約制）

第4次神崎市男女共同参画基本計画 DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画（概要版）

2025年（令和7年）3月

編集・発行／神崎市

Tel:0952-52-1111（代表） URL: <http://www.city.kanzaki.saga.jp/>